

八丈町農業委員会

第9回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和8年1月23日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和8年1月23日（金） 9：00～11：00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	菊池 寛（欠席）	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：1名 農業委員14番 菊池 寛

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名： 7番 菊池 勝男委員、8番 菊池 みゆき委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職代 それでは時間となりましたので第9回総会を開催いたします。本日会長が欠席の為、私の方で議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。
関係機関では島しょ農林水産総合センターの遠藤所長から欠席の旨、連絡をいただいております。本日の会議録署名委員ですが、7番菊池 勝男さん・8番菊池 みゆきさんお願いたします。次に代読にて会長活動報告を行います。

職代 <会長活動報告>

職代 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いたします。

事務局長 <事務局長活動報告>

職代 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和8年1月23日提出 八丈町農業委員会 職務代理者 浅沼 實
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 6,503㎡
権利種別 3条有償移転 譲渡人 ●●●●
申請事由は、譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 アシタバ 続いて場所の説明に移ります。
資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、関ノ戸浄水場より都道八丈循環線方面へ約180m進み右折、約190m進み左折、そこから道なりに約50m進んだ右側の場所になります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、旦那さんと共に普段からアシタバ栽培を行っており、農地については、竹等が生えた状態になっていますが、●●●●さん名義の土地と隣接した場所に位置しているため、農地取得後は、開墾をしながら、アシタバの栽培をしていく計画とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内ですので問題ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員、推進委員から意見を伺います。
末吉地域 推進委員7番 浅沼 幸友 さんお願いします。

推委7番 はい。現地を見てきました。台風の後で竹なども折れ曲がっております。山林化の状態となっております。明日葉の栽培という事ですが、重機を入れ、時間をかけて行っていけば再生は可能だと思いますし、明日葉栽培はされている方なので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 続いて、農業委員11番 沖山 至さんお願いします。

農委11番 はい。この土地は以前口ベ畑でしたが、台風の影響で倒木も多々ありましたが、重機も入れるような道があるので、開墾は出来る場所だと思います。また圃場は平らで広くて、三方向を山に囲まれた山間部ですが、東風以外は当たらない場所なので圃場としては良い場所だと思います。遊休農地も増えているので、こういった案件は非常に良いことだと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

本件について、ご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議なしと認め、本件は許可といたします。

議長 続いて、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、

下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和8年1月23日提出 八丈町農業委員会 職務代理者 浅沼 實

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 田・現況 畑、農振区分 農用内、面積 952㎡

内容は新規となります。 利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間 3年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、中将院の石室よりいぶりやため池方面へ約150m進み左折、そこから道なりに約360m進んだ左側の場所となります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については利用権からの移行で現在、台風の影響も受けていますが、整備しながらこれからもアシタバを栽培していく予定とのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員、推進委員の意見を聞く前に本件について、利害関係者である伊勢崎 武二委員の退出を求めます。

《伊勢崎 武二委員退席》

それでは、地域の農業委員、推進委員の意見を伺ってまいります。

樺立地域より推進委員2番 磯崎 光弘さんお願いします。

推委2 はい、台風の被害があつて竹など周りから倒れこんできておりますが、夏場までは触らないという事ですが、入口近辺には大きな木も倒れておりましたが、借入者も理解しており、時間をかけて撤去するとの事でした。今後も明日葉農地として有効利用できると思いますので、よろしくお願いします。

議長 続けて、農業委員3番 磯崎 正さんお願いします。

農委3 はい。この場所ですけど前から利用されているので、何も問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

《質疑なし》

採決に入りたいと思います。本件についてご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、本件について可といたします。

退出者の入室を許可しますので、席にお戻りください。

《伊勢崎武二委員入室》